

審決等取消訴訟

(審決等に対する訴え)

第七十八條 取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書、審判若しくは再審の請求書又は第二百十條の五第二項若しくは第三百三十四條の二第一項の訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

2 前項の訴えは、当事者、参加人又は当該特許異議の申立てについての審理、審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる。

3 第一項の訴えは、審決又は決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後は、提起することができない。

出訴期間

4 前項の期間は、不変期間とする。

5 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項の不変期間については附加期間を定めることができる。

6 審判を請求することができる事項に関する訴えは、審決に対するものでなければ、提起することができない。

(被告適格)

第七十九條 前条第一項の訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。ただし、特許無効審判若しくは延長登録無効審判又はこれらの審判の確定審決に対する第七十一條第一項の再審の審決に対するものにあつては、その審判又は再審の請求人又は被請求人を被告としなければならない。

査定系(拒査服訂正) 121 126

異議申立てにおける取消決定(114②)や審判の却下の決定に対する訴えも長官が被告となります。

当事者系 (123, 125-2, 125-3)

(出訴の通知等)

第八十條 裁判所は、前条ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

2 裁判所は、前項の場合において、訴えが請求項ごとに請求された特許無効審判又はその審判の確定審決に対する再審の審決に対するものであるときは、当該訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を特許庁長官に送付しなければならない。

(審決取消訴訟における特許庁長官の意見)

第八十條の二 裁判所は、第七十九條ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、特許庁長官に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。

2 特許庁長官は、第七十九條ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べるることができる。

3 特許庁長官は、特許庁の職員でその指定する者に前二項の意見を述べさせることができる。

(審決又は決定の取消し)

第八十一条 裁判所は、第七十八条第一項の訴えの提起があつた場合において、当該請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならない。

2 審判官は、前項の規定による審決又は決定の取消しの判決が確定したときは、更に審理を行い、審決又は決定をしなければならない。この場合において、審決又は決定の取消しの判決が、第二百十条の五第二項又は第三十四条の二第一項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決又は決定を取り消さなければならない。

難

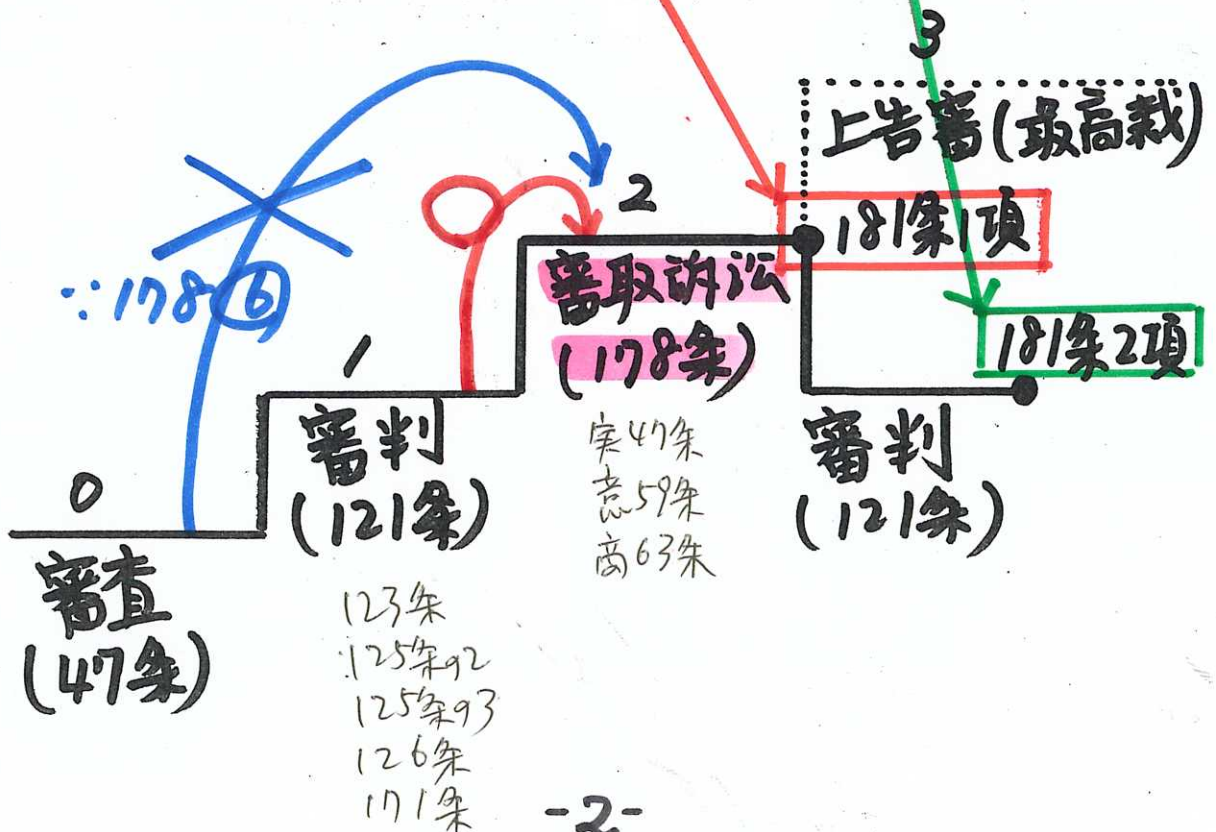
(裁判の正本等の送付)

第八十二条 裁判所は、第七十九条ただし書に規定する訴えについて次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める書類を特許庁長官に送付しなければならない。

- 一 裁判により訴訟手続が完結した場合 各審級の裁判の正本
- 二 裁判によらないで訴訟手続が完結した場合 訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類

(合議体の構成)

第八十二条の二 第七十八条第一項の訴えに係る事件については、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。



特許法181条：審決又は決定の取消

1項 …裁判所は、請求理由があると認めるときは、取消判決 (must)。

2項前段…審判官は、取消判決確定後、更に審理を行い、審決又は決定 (must)。

2項後段…この場合において、審決又は決定の取消判決が、訂正請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決又は決定を取消 (must)。

<181条2項後段の趣旨>

2項後段は、請求項ごとに特許無効審判の審決に対する訴えが提起された場合において、一群の請求項について訂正の請求がされていた場合の取扱いを規定したものである。

請求項ごとに請求された特許無効審判の審決に対しては、請求項ごとに訴えを提起できるので、審決の取消しも当該請求項ごとに行われることになるが、「一群の請求項」のうち一部の請求項についての審決に対してのみ取消しが確定し、他の未確定の請求項についての審決の取消しがなされない場合には、「一群の請求項」の関係にある一部の請求項と他の請求項との間で、訂正の許否判断及び審決の確定を一体的に行うことができなくなってしまう (167条の2第1号に反する)。

そこで、一部の請求項についての審決の取消しが確定した場合、一体的に扱わなくてはならない他の請求項についての審決も審判官が取り消すことにより、一群の請求項に対して一体的に審理を行うことができるようにし、その訂正の許否判断及び審決の確定が一体的になされるようにするものである。

甲

請求項1：独立項 } 一群の請求項に
請求項2：従属項 } 係る特許取得

訂正請求 (134条の2) →

請求項1のみならず
請求項2についても訂正
すべき (3項)。

請求項1 (独立項) : A → a

請求項2 (従属項) : A + B → a + B

(訂正自体は適法であるものとする。)

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

キーヘッドとキー識別部からなる鍵材において、
キー識別部にディンプルを施したことを特徴とする鍵材

【請求項2】

キーヘッドが樹脂材からなるキーヘッドカバーで覆われている
ことを特徴とする請求項1に記載した鍵材

一群の請求項 のサンプル ↓

乙

←123条請求 (請求項1、2に対して)

請求項1 : 訂正認容、請求不成立

請求項2 : 訂正認容、請求不成立

←請求項1、2に対して、178条の訴え提起

請求項1 : 取消判決確定

請求項2 : (未確定)

請求項1の請求不成立 (請求棄却) 審決が取り消されるだけでなく、
請求項2の請求不成立 (請求棄却) 審決も取り消される。

一群の請求項は運命共同体